



## 【coffee break】 2011.6.29

7/1以降も住宅用家屋証明書による登録免許税の軽減は  
延長

---

昨日、こちらの法律の施行日が決まりました。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/177diet/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm)

- ・ 成立日 平成23年6月22日
- ・ 公布日 平成23年6月30日
- ・ 施行日 平成23年6月30日

下記でご紹介する登録免許税の軽減については、「施行日の翌日以後」つまり「7/1（金）」から、こちらの法律が適用となります。

### <住宅用家屋証明書による軽減>

エンドユーザー様向けの分譲業者様、お待たせしました。住宅用家屋証明書による登録免許税の軽減について、「平成25年3月31日」まで延長となります。為念、軽減後の税率をおさらいします。

#### 所有権保存登記

建物の評価額 × 0.15 % (本則 0.4 %)

#### 所有権移転登記

建物の評価額 × 0.3 % (本則 2.0 %)

#### 抵当権設定登記

債権額 × 0.1 % (本則 0.4 %)

**< オンライン申請による軽減 >**

登記申請をオンラインで行った場合、登録免許税の 10% が控除されますが、現在、その控除額の上限が「金 5,000 円」となっております。7/1 以降は「金 4,000 円」となりますので、併せてご案内申し上げます。

平成 23 年 6 月 30 日まで

上限 金 5,000 円

平成 23 年 7 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日

上限 金 4,000 円

平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日

上限 金 3,000 円

(例) 資本金 100 万円の株式会社を設立した場合の登録免許税

書面申請

金 15 万円

オンライン申請 ( ~ 6/30 )

金 14 万 5,000 円

オンライン申請 ( 7/1 ~ )

金 14 万 6,000 円

以上です。

これからも適宜、最新情報をご案内申し上げますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。